

別 表

札幌市おとしより憩の家運営基準

1 おとしより憩の家の目的

おとしより憩の家（以下「憩の家」という。）は、高齢者に親睦、レクリエーション等の場を与え、もって高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

2 運営者

憩の家を運営しようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- ① 施設の所有者又は所有者からの使用許可を得た者であること。
- ② おおむね3年以上の期間、憩の家を運営できること。
- ③ 運営するのに必要な組織を有していること。
- ④ 組織には、代表者及び他の必要な役員を置くこと。
- ⑤ 運営に伴って、営利を目的とした行為を行わないこと。

3 運営基準

① 利用者について

利用者は、市内に居住する60歳以上の者とする。

② 利用料について

利用料は無料とする。

③ 構造設備等について

ア 憩の家の構造は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分考慮されているものであること。

イ 利用に供する部屋は、おおむね16.5平方メートル以上の広さとする。

ウ 憩の家又はそれを含む施設には次の設備が整備されていること。

(ア) 暖房設備

(イ) 給排水設備

(ウ) 湯沸設備

(エ) 便 所

エ 憩の家には次の備品等を整備するものとする。

(ア) テ レ ビ

(イ) 囲碁及び将棋用具

(ウ) 座 布 団

(エ) 給 茶 用 具

(オ) そ の 他

④ 管理体制等について

ア 憩の家又はそれを含む施設には管理人を常駐させるものとする。

イ 必要な備品類の備付けについては、不便のないよう十分配慮するものとする。

ウ 憩の家内では、常に健全かつ明朗な雰囲気を保ち秩序を維持するよう努めるものとする。

エ 憩の家内における、火災、盗難の防止には十分配慮するものとする。

オ 次の事項を施設内に掲示し、利用者に周知させるものとする。

(ア) 利用日及び時間

(イ) 利用者の遵守すべき事項

カ 憩の家においては、湯茶の準備、暖房、掃除等利用上に必要な事項を配慮するものとする。

④ 開館日及び利用時間

ア 開館日 毎週3日以上とし、曜日を定めるものとする（ただし、特別な事情が生じたときは、これによらないことができる。）。

イ 利用時間 原則として、午前9時から午後4時までの間で、5時間以上とする。

4 経理について

憩の家の運営者は、その運営にかかる収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び関係書類を、事業完了後5年間保管しておかなければならない。